

令和4年2月24日

第2回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会



## 第2回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和4年2月24日(木) 午後3時  
場 所 倉吉市役所 A会議室

### 1 開 会

### 2 前回会議録承認

### 3 会議録署名委員の選出 高橋委員

### 4 議 事

- (1) 議案第1号 令和3年度教育費補正予算について(別冊)…………… 1
- (2) 議案第2号 令和4年度教育委員会主要事業について(別冊)…………… 2
- (3) 議案第3号 令和4年度教育費当初予算について(別冊)…………… 3
- (4) 議案第4号 倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部改正  
について…………… 4
- (5) 議案第5号 倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の一部改正  
について…………… 7
- (6) 議案第6号 倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱の一部改正  
について…………… 10

### 5 教育長報告

### 6 報告事項 各課報告(別紙)

### 7 その他

### 8 閉 会

議案第1号

令和3年度教育費補正予算について

次のとおり、令和3年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和4年2月24日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 2 号

令和 4 年度倉吉市教育委員会主要事業について

次のとおり、令和 4 年度倉吉市教育委員会主要事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 3 号

令和 4 年度教育費当初予算について

次のとおり、令和 4 年度教育費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第4号

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部改正をすることについて、本委員会の承認を求める。

令和4年2月24日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

## 倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部改正について

### 【改正理由】

倉吉パークスクエアのふれあい広場、集いの広場及び多目的広場（以下「ふれあい広場等」といいます。）の効率的な管理に資するため、その所管を市長部局から教育委員会に移し、また倉吉交流プラザの室の名称を使用の実態に即したものとすよう、倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

### 【改正要旨】

- 1 ふれあい広場等での行為の禁止を教育委員会の権限とすることとした。 (第5条関係)
- 2 ふれあい広場等での行為の許可を教育委員会の権限とすることとした。 (第20条関係)
- 3 倉吉交流プラザの「情報交流室」を「第3研修室」に改めることとした。 (別表第1関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。 (附則関係)



倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(禁止行為)</p> <p>第5条 パークスクエアにおいては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>教育委員会</u>が管理上支障があると認めること。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、パークスクエアへの入場を拒み、又はパークスクエアからの退去を命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定中「<u>教育委員会</u>」とあるのは、<u>第23条第1項の規定による飲食物その他物品の販売等を行うための許可に係る施設については「市長」と、倉吉市営温水プールについては「第16条に規定する指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(行為の制限)</p> <p>第20条 ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場（以下「広場」という。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他広場の使用について、<u>教育委員会</u>が特に認める行為</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可を与える場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第22条 第9条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定は、第20条第1項に掲げる行為による広場の使用について準用する。</p> <p>別表第1（第8条・第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 80%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第3研修室</u></td> <td>1時間につき 920円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	略		<u>第3研修室</u>	1時間につき 920円	略		<p>(禁止行為)</p> <p>第5条 パークスクエアにおいては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が管理上支障があると認めること。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、パークスクエアへの入場を拒み、又はパークスクエアからの退去を命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定中「<u>市長</u>」とあるのは、<u>倉吉交流プラザについては「教育委員会」と、倉吉市営温水プールについては「第16条に規定する指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(行為の制限)</p> <p>第20条 ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場（以下「広場」という。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他広場の使用について、<u>市長</u>が特に認める行為</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可を与える場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第22条 第9条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定は、第20条第1項に掲げる行為による広場の使用について準用する。<u>この場合において、第9条から第11条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表第1（第8条・第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 80%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>情報交流室</u></td> <td>1時間につき 920円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	略		<u>情報交流室</u>	1時間につき 920円	略	
施設名	使用料																
略																	
<u>第3研修室</u>	1時間につき 920円																
略																	
施設名	使用料																
略																	
<u>情報交流室</u>	1時間につき 920円																
略																	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第5号

倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の一部改正について

次のとおり倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の一部改正について、本委員会の承認を求める。

令和4年2月24日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

## 倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の一部改正について

### 【改正理由】

倉吉市高校生等通学費助成事業補助金による助成の対象者の範囲を拡充するため、倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則に所要の改正を行うものです。

### 【改正要旨】

- 1 高校生等の定義を改めることとした。 (第2条関係)
- 2 この規則は、令和4年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の一部を改正する規則

倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則（令和2年倉吉市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高校生等 次に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条又は第124条に規定する学校（以下「高等学校等」という。）のうち<u>県内に所在するものに</u>在籍する生徒をいう。</p> <p>ア～エ 略 (2)～(5) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高校生等 次に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条又は第124条に規定する学校（以下「高等学校等」という。）のうち、<u>県中部圏域（市長が特に認める場合は県内）の高等学校等に</u>在籍する生徒をいう。</p> <p>ア～エ 略 (2)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第6号

倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱の一部改正について

次のとおり倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱の一部を改正することについて、本委員会の承認を求める。

令和4年2月24日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

## 倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱の一部改正について

### 【改正理由】

公開活用される指定文化財の管理に要する経費について文化財の保護啓発のため、補助対象経費に加えるよう、倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱を改正するものです。

### 【改正要旨】

- 1 補助対象経費に公開活用される指定文化財の管理に要する経費を加えることとした。  
(別表関係)
- 2 この告示は、令和4年 月 日から施行し、令和4年度の補助事業から適用することとした。  
(附則第1項関係)
- 3 所要の経過措置を置くこととした。  
(附則第2項関係)

倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱（平成25年倉吉市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年 月 日

倉吉市長 石田 耕太郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
1 指定文化財の保存修理、公開活用及び防災等	1 指定文化財の所有者又は管理責任者 2 公開活用にあつては活用計画を策定した者	1～3 略 <u>4 公開活用される指定文化財の管理に要する経費（一時的な公開活用の場合は除き、指定文化財管理費国庫補助要領の対象となるものに限る。）</u>	2分の1	—	1 指定文化財の保存修理、公開活用及び防災等	1 指定文化財の所有者又は管理責任者 2 公開活用にあつては活用計画を策定した者	1～3 略	2分の1	—
2 略					2 略				

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年 月 日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の倉吉市文化財保存・保護事業補助金交付要綱第6条の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。